

会議名	平成26年度 第3回 宇治市個人情報保護審議会
日時	平成26年11月21日（金） 午後2時00分～3時30分
場所	うじ安心館 3階 ホール
出席者	（委員）松岡会長 池田委員 市川委員 居波委員 近藤委員 鈴木委員 吉田委員 （事務局）本城次長 松井主幹 脇本主事 吉野主事 （傍聴者）1名
1	開会
2	職務代理者の指名 平成26年度第1回審議会において、市川委員の帰国後は市川委員を職務代理者に指名するとしていたとおり、今回から市川委員を職務代理者に指名した。
3	本日の予定及び資料の説明について（事務局） （1）本日の予定について（事務局） ア 「宇治市空き家等の適正管理に関する条例」における個人情報の取扱いについて（審議事項） イ 個人情報部分開示決定に係る異議申立てについて（審議事項） （2）資料説明（事務局） 事務局から、「宇治市空き家等の適正管理に関する条例」における個人情報の取扱い及び個人情報部分開示決定に係る異議申立てについての資料の説明を行った。
4	審議事項 「宇治市空き家等の適正管理に関する条例」における個人情報の取扱いについて （1）事務局から、資料に沿って、答申案等について説明を行った。 （2）質疑応答 （会長） ただいまの事務局の説明について、意見や質問はあるか。 （委員） 10月15日に宇治市空き家等の適正管理に関する条例（以下、空き家条例という。）が可決・成立し、来年の1月1日から施行とあったが、11月19日に参議院で可決された空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、特別措置法という。）との関係はどのように整理するのか。 （事務局） 特別措置法と空き家条例を比較する中で、空き家条例はあくまで適正管理の部分のみを目指した作りになっており、特別措置法の中に一定含まれているが、一部法律外のことを書いている部分がある。所有者がわからず、どうしてもそのまま放置できない場合の緊急措置項目を入れている。この部分の取扱いをどうするのかというのはあると思う。ただ、特別措置法という特定空家と空き家条例という適正に管理されていない空き家の定義にどのような差があるかについては、も

う少し見ていく必要がある。特に特別措置法では景観についても規定されているが、空き家条例ではそこまで規定していない。場合によっては、条例改正も考えていく必要がある。

(会 長) それでは、答申案の審議に移る。前回から2点修正があり、ひとつは「戸籍簿」を追加し、かつ、「閲覧」とあったのを「調査」に変えるということ。もうひとつは、特別措置法第10条第1項がこの法律の施行のためであれば、その限度でかなり広い目的外利用を正当化しているが、例外類型事項のただし書で限定してよいかということ。そもそも法律で規定があれば例外類型事項が不要ではないかということもあり、そのあたりも含めて、ご意見を伺いたい。

(委 員) 答申案のとおりだと、例外として認めた上で、特別措置法で認めるよりも少し縛りをかけるという意味がある。それができるかどうか、適切かどうかの問題もあり、議論の対象になると思う。

(委 員) 法令に目的外利用が可能であると規定されている事項について、重ねて個人情報保護条例の例外類型事項として規定しているものはあるのか。

(委 員) 個人情報保護条例第7条には、「ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。(1) 法令等に基づくとき。」と明記されている。

(委 員) 特別措置法第10条は、市町村長はこの法律の施行のために必要な限度において目的外利用ができると言っている。空き家条例がこの法律の施行のために必要なものだと位置付けられれば、法令に基づくときにあたるので、特に類型答申をする必要はないのではないか。

(事務局) 特別措置法が施行されれば、それを根拠とする必要があると思う。しかし、施行は公布の日から3か月となっており、早くても2月になる。空き家条例の施行は1月なので、若干隙間ができ、その隙間を埋めるためには、例外類型事項が必要かと思う。

(委 員) 隙間を埋めるために必要だということは理解できるが、場合によっては条例自体の修正が必要になり、そのまま1月1日に施行できるのかという問題は残らないか。

(事務局) 以前から本法の成立を注視していたが、今すぐ条例を改正しなければ瑕疵があるようなものではないと思っている。

(委 員) 個人情報保護条例逐条解説（以下、逐条解説という。）第7条第1項第1号「法令等に基づくとき」についての解説では、法令等の中に条例を含むことは確かである。一方、対象となるのは、法令等により目的外利用が義務付けられている場合のみとかなり狭く解しており、法令等に基づき〇〇することができるという、特別措置法のような場合は当てはまらない。このとおりなら、〇〇することができるという法律ができたとしても、新たに条例で規律をする必要があるのではないか。

(委員) 目的外利用・提供の「法令等に基づくとき」の解釈基準としては、義務付けられている場合だけで、できるという規定の場合は例外類型事項として定めるというスタンスを取っており、今回も例外類型事項を定めた方がよいのではないか。そうすると、法律と条例との関係についてあまり思い悩むこともなく、元の案どおり、答申を出せばよい。

(委員) 特別措置法第10条でいう、この法律の施行のために必要な限度を、空き家条例の例外類型事項ただし書のような意味だとすることは、十分成り立つ組立である。

(会長) まず例外類型事項として定めること自体についてはどうか。先程の解釈どおりでよいか。次に、特別措置法は非常に広く目的外利用ができると読めるが、答申案のようにただし書を付けてよいか。先程の議論では、この法律の施行のために必要な限度においての部分にこのただし書を当てはめるということであれば、少なくとも違法ではないということである。条例での例外類型事項の定め方が法律で予定しているよりも狭いと、国から指摘を受けるようなことはあるのか。

(事務局) 指摘を受けるところまでではないかと思う。

(委員) 例外類型事項のただし書では、まず不動産登記簿等を調べよと言っているだけであり、法律との関係はそれほど問題ないのではないか。

(委員) そうである。

(委員) ただし書に挙げられているものを調べることによって、段取りが遅くなり、機敏に調査できないということはないか。

(事務局) 大半は簡単に調べることができるが、住民票の情報はどこまで追いかけるかにもよる。転出先まで調べるとなると、少し時間がかかる。

(委員) 他の市町村が持っているものを照会するのに時間がかかると。

(事務局) 宇治市にある住民票や戸籍を確認して所有者を特定できない場合は、他市町村へも照会しつつ、税情報も利用するという形で承認いただければ、特段調査に時間がかかることはないかと思う。

(会長) 異議がなければ、答申案どおり、個人情報の目的外利用・提供の例外類型事項として追加することを承認し、本件審議は以上で終了とする。

## 5 審議事項 個人情報部分開示決定に係る異議申立てについて

会長から、本審議事項については非公開にて審議するとの説明が行われた。

### ○非公開部分の概要

- (1) 事務局から、資料に沿って、諮問内容及び異議申立てに係る経過について説明を行った。
- (2) 個人情報部分開示決定の対象となった公文書のインカメラ審理を行った。
- (3) 事務局から、資料に沿って、実施機関から提出された意見書について説明を行った。

(4) 事務局から、資料に沿って、他市の答申事例について説明を行った。

(5) 事務局からの説明について、質疑応答が行われた。

## 6 その他連絡事項等について

次回審議会の日程及び予定している審議事項（ドライブレコーダーの設置における個人情報の取扱い・個人情報部分開示決定に係る異議申立て）について確認を行った。

個人情報の紛失事案について、報告を行った。

(事務局) 昨日、大久保小学校から教育委員会に報告があり、教育委員会から総務課へ報告があった事案である。紛失したのは、学校で使っている学級保健簿で、養護教諭が児童の身体測定結果を記入したものである。10月の視力検査の際に使用し、職員室の養護教諭の机の上に全学年分立てておいたところ、11月17日に次の検査をする際、その1冊がないことに気が付いた。実際に使用する職員室と保健室を探しているが見つからないということである。昨日の教育委員会にて正式に報告があり、総務課にもあった。現在も探しているが、まだ見つかっていない。昨日、対象の1クラスの保護者宅へ謝罪と説明に回り、本日このような形でご説明、お詫びを申し上げるとともに、議会対応や報道対応をしている。本日の夕方から夜にかけて、全校の保護者を対象に説明会を開催すると聞いている。詳細については、次回以降に教育委員会に出席を求め、説明させていただく。

## 7 閉会

(会長署名)